

2 会長・副会長の選任【承諾事項】

会長、副会長の選出につきましては、入間市地域公共交通協議会条例第5条第1項の規程により、委員の互選により定めることとなっております。

事務局の提案として、会長として、引き続き、埼玉大学大学院 教授 久保田 尚先生、副会長として引き続き、埼玉大学大学院 准教授 小嶋 文 先生 を選出することに承諾を求めるものであります。

同封の承諾書に必要事項を記入し、返送をお願いします。

3 議 題【報告事項】

(1) コミュニティバスの利用状況について 資料－1、資料－1－2参照

ていーろど及びていーワゴンの利用状況です。ていーワゴンは令和2年4月1日から道路運送法4条の乗合免許を取得し、本格運行に移行しました。

利用者数については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、昨年と比較し、約3割減少しております。コミュニティバスだけでなく、路線バスや近隣市のコミュニティバスにおいても同様の影響を受けております。利用者が安心して乗車できるよう運行事業者とともに感染拡大の防止に努めてまいります。

(2) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部改正について

資料－2参照

令和2年11月27日より地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律が施行されました。改正に伴い、まちづくりと連携した地域公共交通ネットワーク形成に加え、地域における輸送資源の総動員による移動手段の確保として5つのメニューが充実しました。

また、改正に伴い「地域公共交通網形成計画」の名称が「地域公共交通計画」に変更となりました。そのため、入間市においても次回の計画見直しの際に名称を「入間市地域公共交通計画」として改める予定です。

入間市地域公共交通協議会条例については、「入間市地域公共交通網形成計画」の記載があるため、2月議会において「入間市地域公共交通計画」として改正する予定です。

(3) 入間市コミュニティバスネーミングライツ事業について 資料－3参照

コミュニティバス「ていーろど」の運行については、車両減価償却費増による補填金の増加や新型コロナウイルスの影響に伴う収入減により歳入の確保が課題となっております。現在、有料広告事業として、企業からの募集を随時受け付けておりますが、更なる運行収入の確保が必要となります。

そのため、市では市とネーミングライツの契約を締結する企業に、マスコットキャラクターの車体掲載権を付与し、その収入をコミュニティバスの運行経費に充てることを目的として入間市コミュニティバスネーミングライツ事業を開始しました。

令和2年11月よりパートナー企業の募集を開始したところ、市内ガス産業事業者である入間ガス株式会社より応募がありました。企業の選定については、パートナー企業選定委員会及び有料広告審査会を経て決定し、令和2年12月4日に基本協定を締結しました。

令和3年2月1日の出発式より企業のデザインがラッピングされた車両が運行を開始します。

(4) 埼玉県西部まちづくり協議会によるコミュニティバスの共通運賃制度について

資料-4参照

平成30年度より地域公共交通に関する啓発や市域を超えたコミュニティバス運行の検討をするため、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市で構成された西部地域まちづくり協議会が発足しました。

発足当初より当協議会の課題として、コミュニティバスの運賃に係る相互利用を掲げております。この制度は、5市の広域連携施策として市民の利便性向上を目的に5市の市民がコミュニティバスに乗車の際、「後期高齢者医療被保険者証」を掲示することにより、乗車料金100円で利用できる制度です。

現在、コミュニティバスを運行している自治体は、所沢市、狭山市、入間市の3市ですが、所沢市については、現在、ワゴン型車両の導入を含めたコミュニティバスの再編に取り組んでおり、運賃設定も従来の設定から変更予定とのことです。そのため、相互利用施策としては、狭山市、入間市の2市で先行し取り組み、他3市については、再編状況に応じて参画していくこととなります。よって、今回協議会の報告事項として挙げる内容については、狭山市、入間市の施策として実施した場合の制度内容となります。

はじめに、高齢者に対する両市の特別乗車証を活用した割引内容を説明します。

現在、狭山市では、市内在住75歳以上の高齢者が対象で特別乗車証か後期高齢者医療被保険者証を提示した場合、乗車料金100円となります。

一方、入間市では市内在住70歳以上の高齢者が対象で特別乗車証を提示した場合、乗車料金100円となります。

相互利用制度を導入した場合、後期高齢者医療被保険者証を所持している利用者は、相互のコミュニティバスを乗車料金100円で利用できるようになるものです。ただし、市内における特別乗車証の取り扱いは現行のとおりとします。

次に障害者に対する両市の特別乗車証を活用した割引内容を説明します。

現在、狭山市、入間市共に障害者用の特別乗車証を掲示した場合、運賃無料となっております。

相互利用制度を導入した場合は、両市で発行している特別乗車証を活用し、両市の

コミュニティバスを相互に利用した際、運賃無料で利用できるようになるものです。

今回お示しした制度は原案となりますので、今後特別乗車証の統一や障害者手帳を活用した優遇等の課題など公共交通部会において検討が必要です。正式に決定した場合は、再度、地域公共交通協議会において報告し議決をいただく予定です。

4 その他

- ・地域公共交通協議会委員の報酬について

当協議会の報酬の支払いは、事務処理の簡素化を図るため、委員の皆様が市に登録されている銀行口座に後日振り込みいたします。

※今回、費用弁償の（1,000円）の支払いはありません。

- ・今後の地域公共交通協議会の予定について

令和2年度については今回の書面開催を以って終了となります。令和3年度初回の会議については、7月～8月頃予定しております。詳細が決定次第、委員の皆様へご連絡いたします。

説明は以上となります。